

なくす会ニュースレター

〒330-0064
さいたま市浦和区岸町 7-11-5
Tel048-844-8972 Fax048-829-7444
nakusukai.01@saitama-k.com
<http://saitama-higainakusukai.or.jp/>

消費者力アップ学習会「食の情報、鵜呑みにして大丈夫？」開催報告

2022年8月26日(金)10時より、オンライン
(Zoom)にて、高橋 久仁子さん(群馬大学名誉教授)
を講師に迎え学習会を開催、84名が参加しました。

マスメディアやインターネットや紙媒体などの宣伝広告
に惑わされない食生活のためには「食べ物や栄養が、健康
や病気に与える影響を過大に評価、信じること」から脱却
する「脱フードファディズム」、商品のキャッチコピーやテレビ番組などの情報を鵜呑みにする
ことなく、栄養表示を読み、本当にその商品が広告に書かれている「〇〇に効くと思わせる効果」
があるのかどうかを見極める「メディアリテラシーの育成」が重要と話されました。



【宣伝・広告文言は「保健効果」を暗示しているだけ】

- ❖ 花粉症に効くとは医薬品医療機器等法に違反するので書けないため「花粉が気になる方に」「飲めばすっきり！花粉の季節に」とキーワードを外した表現になっている。
- ❖ 「効果体験談」は、「効く」と「利用者」が言うのだと説明するが、架空の体験談もたくさんあることがわかっている。
- ❖ 販売する会社ではなく「〇〇研究会」を隠れ蓑にして宣伝する。
- ❖ 例えば、「30品目の野菜を使用」という野菜ジュースを飲んでも、ジュースではなく実際の野菜を食べた場合と比較すると、食物繊維も鉄分も20%しか摂取できないのに、糖質は94%も摂取することになる。

【参加者からの感想】(一部抜粋、概要)

- トクホの実際のデータを用いた解説は実態を如実に表しており、勉強になります。
- 「宣伝文言の行間を読まない」という言葉が印象的でした。
- 生徒たちは、「〇〇を食べれば健康になれる」とか「△△はやせる」とか、まさに、フードファディズム的な思考に染まっているように思います。そうではなくて、やはり健康であるためには適度な食事と運動と休養が必要であることを、声を大にして授業で話していきたいと思います。
- 高額なサプリメントではなく食品でとる大切さを学習できました。
- 自分の体をつくる「食」を大切に、もっとシンプルに健康的な生活を送ることが大切だと改めて感じました。
- 「楽をして、健康に」の気持ちから、企業の広告をうのみにして複数のサプリメントを飲む生活でした。食生活を改善しようと思います。
- 耳が痛すぎました。わかっていたものの、見ないようにしていた「現実」。それを、「魔法

のような商品（食品）」で、なるべく帳消しにできたらいいな、という消費者の心理につけこんだ手法であると改めて痛感しました。

- 若い人、特に一人暮らしをしている人たちに聞いてほしい内容でした。
- 小さな効果を過大に（強調し）期待させるサプリメントの話は、大変興味深かった。
- 疑心暗鬼ながらも、体に良いのかなと、少し高くても選んでいました。サプリ、飲料ことごとく当てはまりました。これからは賢く選ぼうと思いました。
- 特定保健用食品について試験内容の分析や広告表示の欺瞞など解説を頂き感謝です。

差止 請求

訴訟、差止請求、申入れ活動の進捗状況（2022年9月9日現在）

事業者	概要
(株)アメニティ（病院アメニティ取扱） 【終了】	使用するアメニティのタイプの決定・変更を、病棟スタッフが行うことができるとの条項について、消費者の同意を得ることなく自由に契約を変更することは消費者契約法に抵触するとして修正を求めています。今回対象とした病院の「入院セット契約書」が改善されたこと、他の病院の契約書についても改善する意思が示されたことから、申入れを終了しました。
ユリカハウス(株) （建物修理） 【41条書面】	火災保険サポート事業の実施に際し「原則として、お客様のご負担は一切ありません」とチラシ等に記載していましたが、業務報酬の支払いにより保険金総額を超える負担が発生していました。負担が一切ない旨の記載および勧誘の停止を求め、41条書面を送付したところ、当該事業者からは「現在当該事業は実施していない」との連絡がありました。 ⇒ 事業の中止について確認が取れていないため、現在情報を収集しています。
茅斗総合設備及び貴和設備（水回りメンテナンス） 【41条書面】	「インターネット上の広告で『排水トラブル●●●円～』との表示を見て修理を依頼したところ、業者から●●●円をはるかに超える金額を請求された」との被害が寄せられました。景品表示法上の有利誤認にあたるとして、表示の修正を求めています。

- ❖ 当会では引き続き、病院でのアメニティレンタル事業者に関する契約書面などについて注視していきます。情報があれば、なくす会までお寄せください。
- ❖ その他、(株)リアル（エキストラバイトオーディション契約トラブル）、アマゾンジャパン合同会社（アカウント停止トラブル）などについて申入れを行っています。
- ❖ 当会では、消費者契約法第27条に基づき、申入書、差止請求書を送付した事業者については、当会からの書面及び、事業者からの回答を当会ホームページに公開しております。

適格消費者団体連絡協議会が開催されました

9月3日（土）第33回適格消費者団体連絡協議会がオンラインにて開催され、適格消費者団体、めざす団体、国民生活センターなど32団体から134名が参加しました。全体会に先立ち、3つのプレ企画（8月8日プレ企画①、18日プレ企画②、24日プレ企画③）が開催されました。プレ企画②において、なくす会で行った「給料ファクタリング事業者に対する集団的消費者被害回復請求事例」について、松苗弁護士が報告を行いました。

【会場およびオンライン開催のご案内】

第58回埼玉県消費者大会

開催
日時

10月25日(火)

参加費
無料

10:30~15:30 要申込先着

開催
方法

埼玉会館小ホールおよびオンライン

(YouTube配信・Zoom)

【全体会】10:30~12:30(会場およびYouTube配信)

記念講演

写真で伝える世界、共に生きるとは何か
～取材から見えてきたこと～

講師： 安田 菜津紀 さん

1987年神奈川県生まれ。認定NPO法人Dialogue for People(ダイア
ログフォーピープル/D4P)フォトジャーナリスト。同団体の副代表。16歳の
とき、「国境なき子どもたち」友情のレポーターとしてカンボジアで貧困にさら
される子どもたちを取材。現在、東南アジア、中東、アフリカ、日本国内で難
民や貧困、災害の取材を進める。東日本大震災以降は陸前高田市を中心に、
被災地を記録し続けている。著書に『写真で伝える仕事 -世界の子どもたち
と向き合って-』(日本写真企画)、他。上智大学卒。現在、TBSテレビ『サン
デーモーニング』にコメンテーターとして出演中。



全体会 10:30~12:30
小ホールおよびyoutube配信

団体活動紹介

基調報告

埼玉県への要望

11:10~12:25 記念講演

大会アピール

参加申込はこちらから

<https://forms.gle/5TtTBomzQnhYwcrM6>

締切 10月18日(火)



分科会 13:30~15:30

小ホール・会議室およびZoom

定員：食・消費者課題とも会場・Zoom各
50人、映画：会場のみ200人 要申込先着

○食の分科会「今何を食べるべきか(仮)」

助言者 畝山智香子さん

(国立医薬品食品衛生研究所安全情報部部長)

○消費者課題分科会

「知らないと損よ！消費者に身近な法律」

助言者 宮西陽子弁護士(埼玉中央法律事務所)

○映画分科会 *会場参加のみ

「ケアニン～あなたでよかった～」

弁護士と認知症患者の物語

【主催】 第58回埼玉県消費者大会実行委員会

【後援】 埼玉県

分科会のご案内

時間 13時30分~15時30分

会場 埼玉会館ラウンジ 及び オンライン (Zoom)

タイトル 「知らないと損よ！消費者に身近な法律」

講師 宮西 陽子さん (弁護士・埼玉中央法律事務所)

消費者契約法、景品表示法など、消費者を保護するための法律について、
私たち消費者自身が知っておきたいことを学びます。



申込はこちら

テーマ：LP ガスを取り巻く状況と今後の課題

日時：2022年12月14日(水)10時~12時 オンライン (Zoom)

講師：橋川 武郎さん (国際大学副学長)

LP ガスはもともと自由な料金設定が可能でしたが、料金の不透明問題など、トラブルの報告も多くあります。エネルギー関連の審議会などに多く参加されている橋川先生に、LP ガス取引適正化に向けた取り組み及び、消費者の役割などについてお話いただきます。



※申込方法など詳細は、今後なくす会ホームページに案内をアップいたします

アンケート・めやすばこ「No.1 表記について」を実施します

活動委員会では、今年もアンケートめやすばこを実施します。

現在様々な広告で「イメージ調査」による「●●のNo.1」が散見されています。消費者はイメージ調査であることを認知しているのか、No.1 広告についてどう思っているのかなどを調査します。アンケートに回答することで、「●●のNo.1」という表記の現状について、知っていただくことも目的としています。回答は、紙の調査用紙(一部、下記に記載)またはインターネットフォームからお願いいたします。詳しくはなくす会ホームページをご覧の上、回答にご協力をお願いします。



<https://forms.gle/ATAqXCPGKaf24f9v9>

参考資料《No.1 表示例》

満足度1位	口コミ評価1位	Oに選ばれた1位

※1 調査方法：インターネット調査 調査概要：○年度○月サイトのイメージ調査 調査提供：○○○社

下記のうち、当てはまる項目一つを選び、○にチェックをしてください

【Q1】広告で「○○のNo.1」「満足度No.1」と書かれているのを見たことはありますか？

- 見たことがある
- 見たことがない

【Q2】ある場合、No.1 表示の周辺に記載されている小さな文字 上記※1) を読みますか？

- よく読む
- あまりよく読まない
- 読まない

消費生活支援センターや市町村の消費者相談窓口へ迷わず相談を！

◆埼玉県消費生活支援センター(彩の国くらしプラザ内) Tel 048-261-0999

◆全国共通 消費者ホットライン Tel 188(いやや!)(お住まいの市町村相談窓口につながります)